

高野山大学に対する相互評価結果ならびに認証評価結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2012（平成24）年3月31日までとする。

II 総評

1 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、1886（明治19）年「古義大学林」として開校し、1927（昭和2）年に高野山大学学部を開設して現在に至るが、その歴史は古く弘法大師空海が開学した「綜芸種智院（828（天長5）年）」にまでさかのぼることができる。貴大学の教育目的は、弘法大師空海の「綜芸種智」の精神に則り、①高度な研究者を養成すること、②広く深い教養と総合的な判断と、豊かな人間性を持った人材を育成すること、③今後の教団を背負って活躍する寺院後継者の養成、である。特に、貴大学の入学者は寺院の後継者も多く、また、卒業後の進路も寺院関係が多いという実績からも分かるように、③の今後の教団を背負って活躍する寺院後継者の養成は、最も重要な貴大学の使命だと言える。

貴大学の教育理念を具現化した「いのち・文化・創造」を涵養する授業として、「生命倫理」、「真言密教と日本文化」、「自主企画科目」を設けている。自主企画科目は、ボランティアや巡礼をテーマに、企画立案書を提出して体験学習を行なわせるという自由度の高い体験型科目としてユニークな授業である。また、建学の精神を理解させるための科目として、密教入門や空海の思想入門、人権と福祉を必修としている点は、教育理念達成のための具体的な試みとして評価できる。

しかし、こうした大学側の努力にもかかわらず、学部において在籍学生数割れが続いているのが現状であり、将来が大いに懸念される。定員の未充足が著しいのは、日本文化学科や社会福祉・社会学科といった真言密教とは直接関係のない学科であり、真言密教の教育・研究に特化し、多彩な教育プログラムを準備した大学院では十分な学生数を確保できていることからわかるように、貴大学への社会的ニーズが真言密教の教育・研究にあることは明らかである。「真言密教の教育・研究と寺院後継者の養成」に立ち戻るからこそ、貴大学の伝統と特色を最も活かすことになるのではないだろうか。2006（平成18）年までに行われる学科改編で新設される予定であるスピリ

チュアルケア学科は、宗教の新たな応用分野として、これからさらに注目され、必要とされる領域である。真言密教の中心的研究・教育の場としての貴大学の特色を活かした改革が行われることに期待したい。

2 自己点検・評価の体制

1993（平成5）年に「高野山大学自己点検・評価委員会規程」を制定し、自己点検・評価運営委員会と自己点検・評価基本事項検討委員会を組織した。1996（平成8）年に「高野山大学文学部自己点検評価報告書 現状と課題 1995」を刊行し、1999（平成11）年には「高野山大学自己点検評価報告書 現状と課題 <大学院文学研究科の部> <密教文化研究所の部> 1998」を刊行した。しかし、大学院の自己点検・評価結果の公開は十分ではなかったため、今後は学部同様に積極的に公表されたい。

1995（平成7）年には、授業アンケートに関わる事項を多く盛り込んだ学生生活実態調査を実施した。その後1999（平成11）年と2003（平成15）年にも実施している。2001（平成13）年にはFD委員会が設置され、学生による「授業アンケート」を毎年実施している。授業評価の結果、問題のある教員には、専任・非常勤を問わず、FD委員会が具体的なアドバイスを行っている点は、授業改善に向けた具体的対策として評価できる。また、2003（平成15）年からはFD委員会が、教員の講義方法等を改善させる一環として「授業参観」を企画・実施している。

3 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

（1） 教育研究組織

綜芸種智の教育という理念のもと、これらを具現化する密教学科、日本文化学科、社会福祉・社会学科及び文学研究科、密教文化研究所が設置されている。特に、密教文化研究所は「密教」の名の付く世界唯一の研究機関として果たしている役割は大きい。また、大学の特徴を活用し、社会に対して有為な人材を育てるために、様々な組織改革をしていることは評価できる。

（2） 教育内容・方法

高野山大学の教育理念である「いのち・文化・創造」を具現化した授業である『生命倫理』、『真言密教と日本文化』、『自主企画科目』を開講し、理念の周知をはかる努力をしている点は評価できる。特に、自主企画科目は、学生の自由な発想による企画を実践する体験型授業として評価できる。

2003（平成15）年度から、修士課程に社会人コースと僧侶コースを、さらに2004年（平成16）年度から通信教育課程を設置し、幅広いニーズに応える努力を行っている。また、学部において密教・仏教を学んでいない外部からの研究科入学者に対して

は、「基礎科目」を設けて、履修上の配慮がなされている。

(3) 学生の受け入れ

志願者が年々減少しており、入学者・在籍者の定員割れが起きているので、入学者を確保するための対策を早急にとる必要がある。2003（平成15）年には臨増枠を全廃した上に恒常定員を削減し、入学定員を130名にしたにもかかわらず定員が充足できていない状況であり、特に日本文化学科と社会福祉・社会学科での充足率が低いのは問題である。2006（平成18）年までに実施を予定している学科改編（1学部2学科制）に期待したい。また、退学者の占める割合も比較的高く、しかも1年生の占める割合が高いので、退学の理由を把握し、適切に対処する必要があるだろう。

一方、大学院では、社会人コースや僧侶コースを設けるほか、通信教育課程を設置し、多くの入学者を確保している。このことは真言密教についての専門的教育に対するニーズが高いことを示すものといえよう。貴大学の特性と資質を活かすには、教育の中心を大学院にシフトすること（たとえば、大学院講座化）も視野に入れた改革をすることも可能であろう。

(4) 学生生活

学生生活を支援する奨学金として、校内奨学金および関係宗教団体による奨学金が用意されている。また、緊急の事態に備えて、貸付限度額2万円、貸付期間1ヶ月の学生金庫制度も設けてあることから、学生に対する経済的支援については比較的充実している。しかし、保健室には担当の保健師が常駐していないため、教員や学生の健康上のサポートが十分だとは言えない。この件に関しては、早急に改善すべきである。

(5) 研究環境

年間30万円の個人研究費と15万円までの学会等出張費が認められているものの、共同研究費の制度はない。密教文化研究所を併設し、図書館にも仏教関係の古典籍資料を10万冊も所有していることから、真言密教関係の研究については充実した研究環境が整っている。特に、真言密教研究の中心的存在としての価値は高く、世界唯一の密教文化研究所を併設して、弘法大師空海の真言密教を中心に、アジア諸地域の密教の教理・実践体系に関する総合的学術研究を進めている。

(6) 社会貢献

公開講座として、「高野山大学夏期生涯学習講座 in 高野山」、「高野山大学生涯学習講座（春季・秋季）」が開講されている。特に「高野山大学生涯学習講座（春季・秋季）」は、東京、大阪、名古屋に学外会場を設けて多くの受講生を集めている。また、スカ

イパーフェクトTVの「心の時間」という番組で、一般向けの講座を放送しているなど、積極的な活動を行っている点は高く評価できる。

(7) 教員組織

文学部の専任教員数は30名で、設置基準上必要な教員数に2名足りないので、入学定員の見直しに伴い、早急に改善することが望まれる。また、教員の年齢構成もやや偏りが見られる。

(8) 事務組織

事務組織の統合や、学長室・リエゾン室といった教員と各事務部署の職員から成る横割組織の新設、事務職員の専門性向上のための研修など、教員と事務職員、あるいは事務組織内の意思疎通の円滑化や業務の効率化に向けた前向きな方策が実施されているのは評価できる。

(9) 施設・設備

本館はバリアフリー化の対策が行われているが、図書館・密教文化研究所は未整備である。しかし、いずれも本館から車椅子で移動できるように配慮してある。また、正面玄関には車椅子を3台配備するなど、細かな配慮がなされている。

(10) 図書・電子媒体等

約10万冊の古典籍を所蔵する貴学図書館は、学内の教職員・学生はもとより、学外者にとっても利用価値が高い。学外者は一度登録すれば次回からは利用申請書を提出する必要はなく、休日開館も推進されており、広く図書館を開放する姿勢は当館の存在意義を高めている。図書館は、国の登録有形文化財に指定されているため、十分な開架スペースを確保することはできないが、学生は自由に書庫に入室できるようになっており、その欠点を補うよう配慮がなされている。

(11) 管理運営

宗教系大学としての特殊事情はあるが、学部・大学院は各種規程により運営されている。あらゆる大学運営に関する提案は役職会に集約された後、協議されたことは学長に報告され、教授会に提案される。しかし、役職会の権限内容は不明確であることから、各役職権限、教授会・理事会の権限を明確にし、整理することが必要である。

(12) 財務

学生数減少が原因と考えられるが、消費支出が急速に悪化している。現在の財務関

係比率に問題がないとはいえ、収支バランスが悪化した原因を解明し、収入増及び支出における人件費への対策を講じることが大切である。

(13) 情報公開・説明責任

1996（平成8）年に「高野山大学文学部自己点検評価報告書 現状と課題 1995」を刊行し、1999（平成11）年には「高野山大学自己点検評価報告書 現状と課題 <大学院文学研究科の部> <密教文化研究所の部> 1998」を刊行して、自己点検・評価の結果を公開している。しかし、文学部の報告書は、学内全教職員・学園関係者および過去に報告書を恵贈された大学、学外から要望者に対しての送付で、大学院の方は本協会、文部科学省と、その公表範囲は限定されている。今後は、学生やその父母にも公表する必要があるだろう。また、ホームページ等での公開も検討すべきではないだろうか。

入学試験に関して、合格判定基準の公表、及び入試得点や合否理由の本人開示が行われていないので、開示に向けての改善を期待したい。

Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

一、長所として特記すべき事項

1 教育内容・方法

(1) 大学・学部等の教育研究の内容・方法と条件整備

1) 「いのち・文化・創造」をキーワードにし、「生命倫理」や「真言密教と日本文化」、ボランティアと巡礼を素材として、学生の自由な発想による企画と実践を組み合わせた「自主企画科目」など、僧侶養成を含め、弘法大師の仏教精神に基づく有為な人材養成を目指す大学の理念に沿って、ユニークな授業科目を開設している。

2) 2003（平成15）年からはFD委員会が、教員の講義方法等を改善させることを目的として「授業参観」を行い、専任教員・兼任教員に関係なく、助言・指導を行っている。

(2) 大学院研究科の教育・研究指導の内容・方法と条件整備

1) 修士課程に社会人コースや僧侶コースを設けるとともに、通信制課程を併設し、多様な学生に対応することのできる教育体制を整えている。

2 学生生活

- 1) 学内奨学金及び宗教団体による奨学金が充実している。また、学生の一時的な経済苦境対策として学生金庫制度がある。

3 社会貢献

- 1) CS放送によって大学の知財を一般に提供していることは評価できる。
- 2) 公開講座として、「高野山大学夏期生涯学習講座 in 高野山」、「高野山大学生涯学習講座（春季・秋季）」が開講されている。また、「高野山大学生涯学習講座（春季・秋季）」は、東京、大阪、名古屋に学外会場を設けて開講し、多くの聴講生を集めている点は評価できる。

4 事務組織

- 1) 2004（平成15）年度からスタッフ・ディベロップメント（SD）研修を実施している点は評価できる。

5 図書・電子媒体等

- 1) 平安時代からの古典籍資料を約10万冊所蔵しており、真言密教研究に寄与している。

二、助言

1 教育内容・方法

(1) 大学・学部等の教育研究の内容・方法と条件整備

- 1) 外国語の必修単位（2単位）は、国際化時代にあって少ない。
- 2) 履修登録の制限がない。
- 3) 国際交流の推進が不十分なので、組織的な取り組みができる体制をつくるのが急務である。

(2) 大学院研究科の教育・研究指導の内容・方法と条件整備

- 1) 社会人コースの設定に当たっては、土日・夜間開講など特別な配慮が必要である。
- 2) 国際交流の基本方針が明示されておらず、個人レベルによる交流にとどまっており、組織的に行なわれていない。
- 3) 大学院の教育目標である「アジア諸地域の密教文化及び弘法大師以来の伝統的真言密教の資料収集・調査」を実現するためにも、アジア地域の仏教系研究機関との積極的な交流が必要である。

2 学生の受け入れ

- 1) 文学部研究科仏教学専攻の博士課程について、収容定員を満たすように努めることが望まれる。

3 学生生活

- 1) 学生相談室の充実（スタッフ・開室日）は急務である。
- 2) セクシュアル・ハラスメントの防止・相談等に関する具体的かつ独自の規程がない。
- 3) 大学の近くに病院があつて現実に対応できているとしても、学内に医務室を設けている限り、学生のみならず、教職員の健康管理の上で、応急処置ができる最小限の人員として医務室に看護師の配置が必要である。

4 情報公開・説明責任

- 1) 入試の合格判定基準の公表、入試得点や合否理由の本人開示などが望まれる。
- 2) ホームページを利用した財政公開の実施が望まれる。

三、勸告

1 学生の受け入れ

- 1) 入学者・在籍者の定員割れが続き、収容定員に対する在籍学生比率は 2003（平成 15）年度現在で 0.57、過去 5 年の入学定員に対する入学者数比率の平均が 0.60 となっている。2004（平成 16）年度も定員割れの歯止めがかからず、入学定員に対する入学者比率は 0.40 となっているので、収容定員を満たすよう学生確保に一層の努力が望まれる。

2 教員組織

- 1) 大学全体として大学設置基準に必要な専任教員が 2 名不足しているので改善されたい。

3 財務

- 1) 私立学校法第 37 条では理事の業務執行の状況についても監査が求められているが、監事の監査報告書にこの点についての記述がないので改善されたい。

以上

「高野山大学に対する相互評価結果ならびに認証評価結果」について

貴大学より 2004（平成 16）年 1 月 21 日付文書にて、2004（平成 16）年度の相互評価について申請があり、また同年 9 月 10 日付文書にて認証評価について申請された件につき、本協会相互評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告する。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面審査と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成した。提出された資料（高野山大学資料 1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員校より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー、幹事研修会を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてきた。

その上で、貴大学の学部・研究科構成に応じて編成した分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適応状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行った。

(1) 評価の経過

まず書面審査の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に書面の点検・評価を行い評価所見を作成し、これを主査が一つの分科会報告書（原案）として取りまとめた。その後各委員が参集して 8 月 2 日に大学評価分科会第 5 群を開催し、分科会報告書（原案）について討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成した。財政の評価については、大学財政評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめた。その後、8 月 27 日に大学財政評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成した。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに 10 月 28 日に実地視察を行なった。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させた。

同報告書（最終）をもとに幹事が作成した評価結果（幹事案）については、相互評価委員会正・副委員長・幹事会で検討したうえで相互評価委員会において審議した。その結果は「評価結果（案）」として貴大学に送付し、貴大学から提示された意見を参考に「評価結果（案）」を修正した。同案は理事会、評議員会の議を経て承認を得、最終の「評価結果」が確定した。

この「評価結果」は貴大学に送付するとともに社会に公表し、文部科学大臣に報告するものである。

なお、この評価の手続き・経過を時系列的に示せば「高野山大学資料2」のとおりである。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されている。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記している。「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標の特徴とその達成状況等を示した「1 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「2 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「3 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでいる。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成される。「長所として特記すべき事項」は、貴大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項である。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外している。

「勧告」は正会員大学にふさわしい最低要件を充たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものである。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2008（平成20）年7月末日までにこれをご提出いただきたい。

一方、「助言」は、正会員大学にふさわしい教育研究上の最低要件は充たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものである。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられている。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっている。

今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面審査や実地視察の結果、導き出したものであり、必ずしも貴大学の最新動向を完全に踏まえたものとはいえないかもしれないが、前述の「意見申立」手続き等による貴大学からのご意見を参考に、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意した。

また、合・否・保留の「評価結果」について、異議申立がある場合には、2005（平成17）年4月6日までにご連絡いただきたい。

高野山大学資料1—高野山大学提出資料一覧

高野山大学資料2—高野山大学に対する相互評価のスケジュール

高野山大学提出資料一覧

調書

資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)自己点検・評価報告書における主要点検・評価項目記載状況

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	高野山大学 学生募集要項 高野山大学大学院 学生募集要項
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	高野山大学案内
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法などを具体的に理解する上で役立つもの	高野山大学要覧 講義概要・授業計画 講義概要・授業計画(大学院文学研究科) 開講科目表(学部・大学院)
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	学部時間割表 大学院時間割表(学部時間割に含む)
(5) 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	大学学則(大学要覧に掲載) 大学院学則(大学要覧に掲載)
(6) 学部教授会規程、大学院委員会規程等	教授会規程 大学院委員会規程
(7) 教員人事関係規程等	専任教員選考基準 (教員人事規程、研究科長選挙はなし)
(8) 学長選出・罷免関係規程	学長選挙規程
(9) 寄附行為	学校法人高野山学園寄附行為
(10) 理事会名簿	学校法人高野山学園 理事・監事名簿
(11) 自己点検・評価規程	自己点検・評価委員会規程
(12) セクシュアル・ハラスメント防止関連規程	高野山大学における人権問題に関する規程
(13) 大学と短期大学の関係を説明した書類	該当なし
(14) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	該当なし
(15) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	該当なし
(16) 図書館利用ガイド等	図書館利用案内

資料の種類	資料の名称
(17) セクシュアル・ハラスメントに関するパンフレット	セクシュアル・ハラスメント防止のために
(18) 就職指導に関するパンフレット	学生手帳P. 144～157
(19) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	相談室案内
(20) 財務関係書類	平成10年度～平成15年度財務計算書類 学報(No.51)

高野山大学に対する相互評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2004年	1月21日	貴大学より相互評価申込書の提出
	4月上旬	貴大学より相互評価関連資料の提出
	4月9日	第1回相互評価委員会の開催（平成16年度相互評価のスケジュールの確認）
	4月20日	第414回理事会の開催（平成16年度相互評価委員会各分科会の構成を決定）
	5月13日	相互評価委員会幹事研修会開催（平成16年度の評価の概要ならびに幹事が行なう作業の説明）
	5月20日 ～25日	評価者研修セミナー説明（平成16年度の評価の概要ならびに主査・委員が行なう作業の説明）
	5月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	6月4日	第1回大学財政評価分科会の開催
	～6月末	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月末	主査による分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月2日	大学評価分科会第5部の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月5日	相互評価委員会／判定委員会合同正・副委員長・幹事会（「判断基準」の検討）
	8月27日	第2回大学財政評価分科会の開催
	9月～	分科会報告書（修正案）の貴大学への送付
	9月10日	貴大学より認証評価申請書の提出
	10月28日	実地視察の実施、その後、主査による分科会報告書（最終案）の作成
	11月5日	第3回大学財政評価分科会の開催
	11月8日 ～9日	相互評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに幹事が作成した「評価結果」（幹事案）の検討）
	12月6日 ～7日	第2回相互評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	12月13日	評価結果（案）の申請大学への送付
2005年	2月9日	第3回相互評価委員会の開催（貴大学から提示された意見を参考に「評価結果」（案）を修正）

- 2月24日 第422回理事会の開催（「評価結果」（案）を評議員会に上程することの了承）
- 3月22日 第93回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）、記者発表